

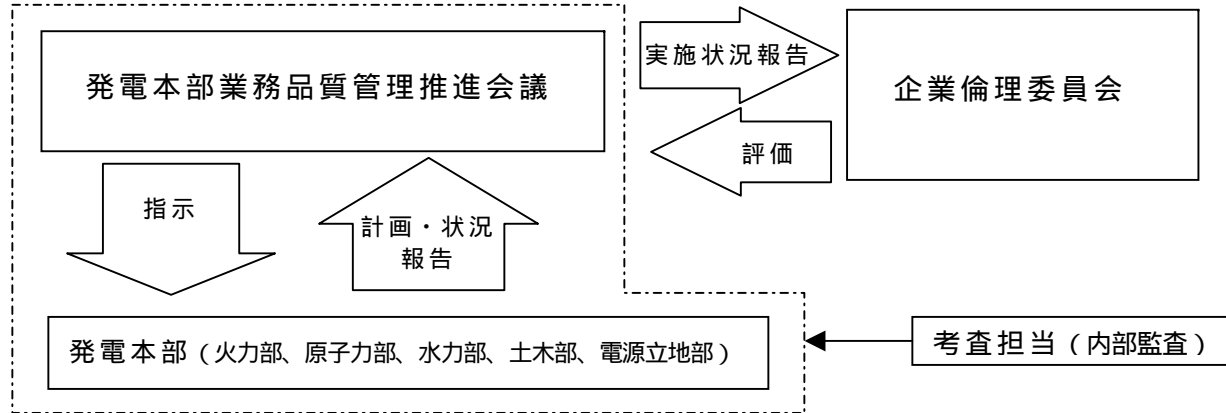
「発電設備点検に係る再発防止対策の具体的な取り組みについて」の概要

平成19年4月20日付け経済産業大臣からの指示文書「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（嚴重注意及び指示）」に基づき、当社が4月6日に経済産業大臣に報告した「発電設備点検に係る再発防止対策および今後の取り組みについて」を実現していくための具体的な行動計画および更なる安全確保の向上を図るための今後の取り組みの概要について以下に示す。

1. 発電設備に係る業務品質管理体制

発電本部に「発電本部業務品質管理推進会議」を設置（5月14日）し、コンプライアンスに関する事項を専門的に行う「企業倫理委員会」と連携して、再発防止対策と更なる安全確保の向上を図るための取り組みを継続的に実施する。

これらの取り組みについては、実施状況を評価し、当社のホームページ等を用いて公開していく。



2. 再発防止対策の具体的な取り組み

再発防止対策の具体的な取り組みの概要を下表に示す。各々の取り組みについては、内容検討の後、下表の実施時期に示す時期から順次取り組んでいく。

項目	取り組みの概要	実施時期
コンプライアンスの徹底		
・コンプライアンス教育・研修の一層の推進	・倫理意識の向上を目指した職場単位活動を実施する。 ・技術者倫理意識の向上を各種研修プログラムに組み込む。 ・コンプライアンスに関する部門教育資料・研修カリキュラムを充実させる。	・4月～ ・4月～ ・7月～
・法務部門の事業所サポートの強化	・法律相談、出前法律勉強会の社内周知を徹底する。 ・社会的要請についての再認識を図る理解活動を展開する。	・継続 ・8月～
・コンプライアンス相談窓口の周知徹底	・コンプライアンス相談窓口の社内周知を徹底する。不正行為の事実関係の調査、取り扱いを明確にする。	・5月～
業務品質管理の徹底		
・業務品質管理の強化	・発電本部業務品質管理推進会議のもと、再発防止対策の実施状況を評価し、問題点を改善する活動を継続的に進める。	・適宜
・規程・マニュアル等の記載内容の明確化	・社内外への報告、運用方法を明確にした社内ルールを再整備し運用する。手続きのフローシートやチェックシートなどマニュアル類を整備し運用する。ルールなどを各種マニュアル類へ反映し、周知を徹底する。 ・申請手続き処理を明確にするためガイドブックを見直し運用する。	・10月～ ・10月～
・内部監査の充実	・内部監査により再発防止対策の実施状況や実効性を確認する。 ・品質マネジメントシステムの機能を活用し、不適切事例に対応できるチェック機能を補強する。 ・社外報告の取り扱い状況や申請手続き等の業務プロセスについて内部品質監査項目を強化する。	・9月～ ・9月～ ・9月～
コミュニケーションの充実		
・言い出せるしくみと雰囲気づくり	・本店と事業所の会議を活用し、相互の意志疎通や情報共有を充実する。 ・発電所が抱える各種の課題に適切に対応するため、本店の組織運営体制を強化する。	・4月～ ・5月～
・引き出すしくみの充実	・管理職による個人面談を活用し、相談・意見などの具申の場とする。 ・管理職のマネジメント能力や内部品質監査の教育を実施する。	・9月～ ・継続

地域との信頼関係構築の取り組み強化		
・発電所運用状況の情報公開の充実	・発電所の状況などについて、ホームページに掲載している情報の充実や各所「環境レポート」を発行する。	・9月～
・地域との交流の一層の推進	・地域とのコミュニケーション強化、地方自治体や地域住民等との信頼関係の維持・向上を図るため懇談会等を開催する。 ・発電所開放行事や地域行事に積極的に参加し交流を行う。	・継続 ・継続

3. 更なる安全確保向上を図るための取り組み

項目	取り組みの概要	実施時期
原子力部門の今後の取り組み		
・経営責任者による安全確保に対する関与の強化	・社長に対する報告範囲を社内規程で明確にする。 ・報告を行うべき事象が適切に報告がなされたかを発電本部業務品質管理推進会議に報告する。	・8月～ ・8月～
・法令を遵守するための保安教育の徹底	・担当業務に応じて必要な法令教育を定期的実施することを社内規程で明確にする。	・8月～
・警報等印字記録の適切な保存	・社内規程にアラームタイプライターの記録保管期間を定め運用する。 ・保安検査官によるアラームタイプライターの記録確認の運用を継続する。	・8月～ ・継続
・保安検査官のフリーアクセスの環境整備	・保安検査官の原子炉施設へのフリーアクセスを実施する環境を整備する。	・6月～
・原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	・原子炉主任技術者が、所長に対して保安のために必要な事項を進言できることを社内規程に明確にする。今後省令改正に適切に対応する。	・8月～
・原子力発電施設の保安検査結果の公開	・原子力発電設備に係る事故、トラブル等の状況について保安検査官と連携し、報道機関等に対して説明を行う。	・7月～
・原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）への登録の推進	・ニューシアへの登録範囲を拡大し、登録基準を明確にする。 ・トラブルの水平展開の速やかな実施運用を社内規程で明確にする。 ・協力会社に対し、ニューシアの内容やアクセス方法について改めて周知するとともに、情報共有する価値のある不適合事例の紹介を行う。 ・メーカーと情報交換を行い、関係者一体となって予防対策の検討を継続する。	・6月～ ・8月～ ・6月～ ・継続
・運転上の制限逸脱時の保安院への通報	・運転上の制限の逸脱が発生した場合に、原子力安全・保安院に通報を行うよう社内規程に通報範囲等を明記する。	・8月～
・原子力安全文化の醸成	・安全文化の浸透状況を確認し、改善につなげる。 ・安全文化に係る教育を継続し、安全文化醸成を図る。	・来年度 ・随時
・言い出せるしくみの徹底	・不適切な事象は、担当・各課で判断せずに不適合等管理委員会に報告し、是正措置を実施する。	・継続
火力・水力部門の今後の取り組み		
・法令や技術に対する確実な教育訓練の徹底	・電気事業法等を遵守するために、教育プログラムを充実し保安教育を徹底する。	・8月～
・発電部門間の情報の共有化	・発電部門間の情報共有を活発にするために部門間会議等を活用する。	・7月～
・電力会社間情報共有および他産業知見の活用	・他電力会社との情報共有の仕組みの構築。 ・社内メールマガジン（リスコンアイ）を活用し、他産業の知見を生かす。	・8月～ ・7月～
保安規程の変更		
・保安規程の変更	・保安規程の変更命令に従い、7月31日までに変更届けを行う。	・～7/31

（注）上表太枠部が4月20日付け指示文書等に対応する事項。 は4月6日報告に追加した事項。